

田村駅周辺整備基本計画（素案）パブリックコメントでの主な意見

■意見募集期間 平成30年2月16日（金）から平成30年3月19日（月）

■提出されたご意見 1人 8件

■ご意見の要旨とご意見に対する市の考え方

No.	該当頁	ご意見等	ご意見に対する市の考え方
1	1	5行目及び10行目 「ダム」機能を防止機能とするべきと思います。 大綱的な字句使用と思いますが、ダムは溜めるばかりでなく流出（排水）する事の利用もされる利点もあるため、以下の文中も考慮されてはと思います。	ご指摘の箇所は、すでに策定済みの「長浜市総合計画（H29.3月策定）」や「長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略（H29.3月策定）」などの一部分を引用したものです。 用語の意味としては、ご意見のとおり、大都市圏などへの人口流出をできるだけ防ぐという意味です。 ご意見を踏まえ、わかりにくい用語の解説を参考資料として別に記載していきたいと考えています。
2	1	「まちづくり」のコンセプトについて 本市におけるまちづくりの成句は長浜市市民自治基本条例の冒頭附則及び（定義）第2条1項第3号において定義されているが、第9条第2項とは100%整合しないと思うのであります。本定理はソフト面を示すものである。 14行目 「その推進に向けたまちづくりの…」を「～向けた地域づくり・まちづくりの…」にしては如何でしょうか。 19行目もまちづくりの前に「地域づくり・」を挿入。 その他本第1章のみならず第4章に至る迄多くの箇所に「まちづくり」の成句は出てまいります。私はすべて前後の文章を先の条例と整合する事が困難であるため、本田村駅周辺整備基本計画におけるまちづくりの成句は、例えば長浜市市民自治基本条例の附則や条文、第2条、3条、4条、5条、9条その他条文のまちづくりの定理に則った条文として、すべてまちづくりの定義（第2条）と理念に基づくものであります。 そこで、「本計画におけるまちづくりは（仮称）本市地域創造まちづくりを含有するものである。」と明記され前述の条例を合わせもつものと理解しやすくすべきと考えます。	ご指摘の条例の定義は、第2条の冒頭に「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。」と記載があるとおり、当該条例内に限った定義となります。本計画では、「建物や道路といったハード面や、歴史文化・地域資源の活用などのソフト面をあわせてまちを発展させる」といった意味で用いています。 誤認がないよう、ご意見を踏まえ、わかりにくい用語の解説を参考資料として別に記載していきたいと考えています。
3	11	第3章 田村駅周辺整備基本計画 「基本構想において～図っていきます。」全文の後に… さらに、基本構想における段階的整備における第3ステップとなる中期（おおむね7年から15年以内）において、交流人口動入を目標とするアミューズメントセンター（例としてビバシティ）を意識した広域市街化区域指定を図り、南部中心市街定住地域の壊成により、交流人口の増加、さらに定住人口の増加を将来に向けて求めていきます。	「2. 田村駅を中心とするまちづくり事業等の優先順位（P.14）」に示しているとおり、基本構想における第3ステップは長期（おおむね30年）としており、今回の整備計画で明示しているおおむね10年以内に行う事業が進んだ後の事業については、今回の計画の対象としておりません。 また、アミューズメントセンターの誘致といった市の方針は、現在のところ当該地にはございません。 市街化区域についても、「長浜市都市計画マスタープラン」に示すとおり、人口減少局面においては、必要以上の市街化区域の拡大を抑え、都市機能を集約させるコンパクトシティの形成を目指しています。 交流人口の増加や定住人口の増加については、本計画でも重要な要素と考え、「田村駅を中心とするまちづくり事業等の整備目標（P.19）」に目標として記載させていただいています。

No.	該当頁	ご意見等	ご意見に対する市の考え方
4	12	学術・新産業集積エリア 都市整備方針 長浜バイオ～駅周辺の～人的資源、琵琶湖の水資源の活用を図ります。 として一部文字の挿入	ご指摘の箇所は、すでに策定済みの「田村駅周辺整備基本構想（H28.3月策定）」で示した都市整備方針を引用したものです。 ご意見のとおり、琵琶湖は地域資源のひとつであると考えており、まちづくりの展開として駅から琵琶湖までをつなぐ環境整備などを記載しています。
5	12	学術・新産業集積エリア まちづくりの展開 6行目として ・バイオ大学の研究による実現として鮎の採卵から孵化及び養殖事業の実現・展開する。 ※この事は、国の制定された琵琶湖の保全及び再生に関する法律の（目的）第1条に則った条項の施策に合致するものと考えます。さらに同法第4条（財政上措置）の運用を適用していただく事により、本基本計画のまちづくりの将来を嘱望する事業へと展開すると考えるからであります。	「1. 整備計画策定の趣旨（P.1）」に示すとおり、本計画は、「今後10年における田村駅周辺地域の整備計画」であり、特定の学校法人の個別事業を推進するとの記載は、本計画の趣旨にそぐわないものと考えます。 一方で、バイオ大学との連携は当該地域にとって重要な要素であると考え、「産・官・学連携によるエリアマネジメント」として本計画に記載（P.31）しています。
6	13	市街化周縁区域 まちづくりの目標 2行目 経済事情の～の誘導を検討する。 「検討する」を削除し、「図ります」に変更してください。 理由は、検討するでは、いつ実現するか目標がつかない為。 ※議論を尽くされた上での決定と思いますが、検討するでは、基本計画には相応しくないと思えます。	ご指摘の箇所は、すでに策定済みの「田村駅周辺整備基本構想（H28.3月策定）」で示したまちづくりの目標を引用したものです。 ご意見のとおり、「検討する」よりも「図る」、「目指す」の方が実現性の面でより高い意味を持つため、基本計画においては、まちづくりの展開（P.13）として「計画的な市街化を図ります。」や、整備目標（P.19）として「市街化区域の拡大」を目指します。」といった記載にしております。
7	13	市街化周縁区域 5行目 市街化区域の～・福祉・文化・アミューズメント等の アミューズメントを挿入して下さい。	ご指摘の箇所は、生活に必要な都市機能の例示をしており、ご意見のアミューズメントといった娯楽・遊技場などの機能については、市が率先して誘導すべき機能であるとは、考えておりません。 一方で、民間開発の誘導も一定の後背人口がなければ難しいものと考え、将来的には、人口集積とともにそういった需要があることも想定できますが、その際には、市街化区域内で地域や周辺環境に配慮しつつ需要に応じた民間開発が進められると考えています。
8	21	○田村駅を中心とするまちづくり事業等の体系図の図表より 当該地域の中、私は卸売市場のノウハウを活用した民間開発の促進（商業施設の誘致）による、市民の利便性のあるスーパーマーケットを設置する。 誘導計画は、基本計画の基本に基づくものとして実現する。 有害鳥獣であるイノシシ、ニホンジカ処理による食文化としての活用を提示します。	ご意見のとおり、本計画では、生活利便機能誘導エリアにおいて、民間開発の促進による商業施設の誘導を明示しており、個別概要の中（P.31）で望まれる商業施設としてスーパーマーケットなどを例示しています。 また、食品供給のノウハウを持った卸売市場との連携促進についても計画に記載（P.32）しております。 捕獲等をした有害鳥獣の有効な利用の個別事業の記載については、No.5に回答させていただいたとおり、本計画の趣旨にそぐわないものと考えます。